



実施要領

1. 目的

愛犬家が犬の散歩をする際に防犯パトロールの隊員グッズを着用し、多くの目を光らせていただき、空き巣、乗り物盗、自販機荒らしなどの街頭犯罪を未然に防ぐとともに、迷い高齢者の情報提供を目的としています。

また、愛犬を介して住民のコミュニケーションの活発化を図るとともに、地域住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを目指すものです。

2. 登録資格

飼い犬登録と狂犬病予防接種をしていて、必ずリードをつけ、フンを持ち帰るなどのマナーを守ってお散歩ができるワンちゃん

3. 登録方法

市役所西庁舎3階地域安全課にて申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
また、市役所地域安全課ホームページからも申請することができます。

4. 活動内容

無理のない範囲で、日常の愛犬の散歩の際、次の点の活動について御協力をいただきます。
特別な散歩コースを通ったり、危険な箇所へ近づく必要はありません。

- ① 愛犬の散歩の際、隊員グッズを着用する。
- ② パトロール中に不審者（塀を乗り越えようとしている、窓ガラスを破ろうとしている、自販機を壊そうとしているなど）、不審車両（ジグザグ走行など）等を見つけたら、警察に通報する。（通報先は基本的には秦野警察署 83-0110、緊急の場合は 110 番）
※各隊員は各々の自己責任において行動することとし、上記①②を超えるような行動は行わないでください。（不審者に声をかける（通常のあいさつ以外）、尾行する、捕まえようとするなど）
- ③ 防犯灯の不点灯等を見つけたら、秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。
- ④ 防犯・交通安全上、危険な箇所があったら、秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。
- ⑤ 道路に危険な箇所（舗装がはがれているなど）があったら、秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。
- ⑥ 迷い高齢者等を見掛けたら、警察または秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。

5. 貸与物品

- ・エチケットバック
- ・リード標
- ・腕章
- ・キーホルダー

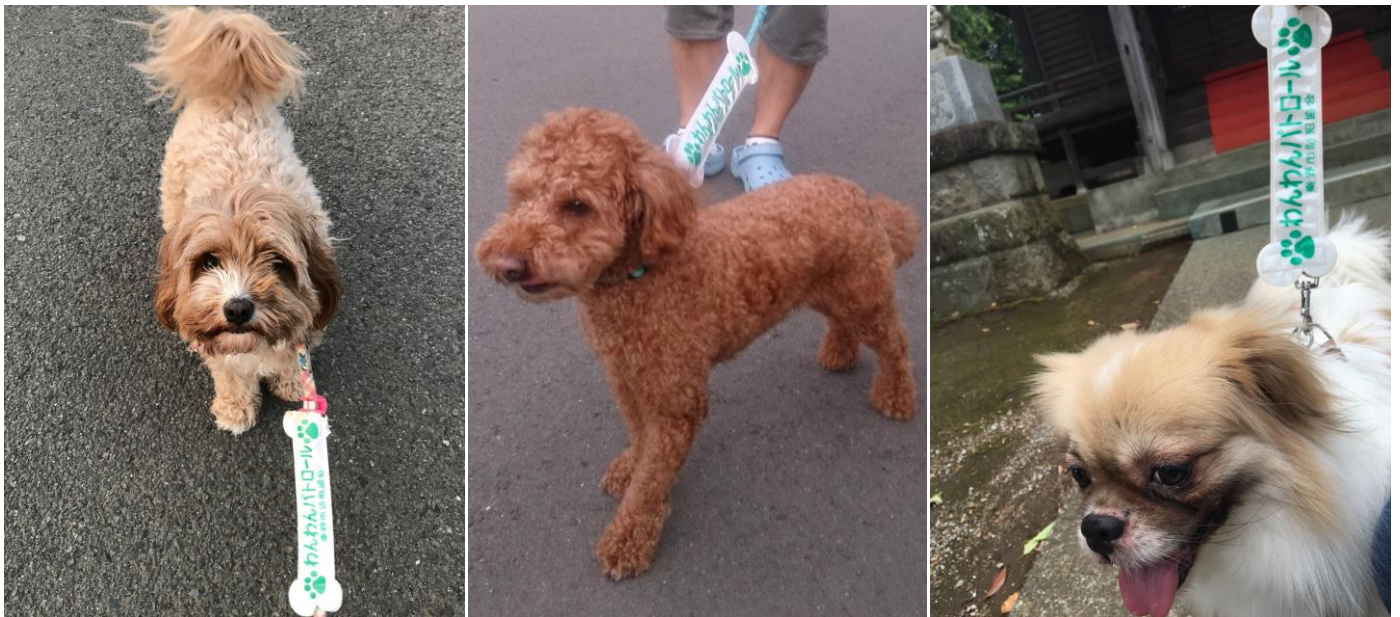
6. パトロール中の事故等について

パトロール中の事故あるいは怪我については、市ボランティア保険の対象となる場合があります。そのため、地域安全課に相談してください。なお、ボランティア保険については、保護者（人）が対象となり、犬については対象となりません。

7. 「POLICE-WAN」だよりについて

隊員の皆様に、郵送にて地域の犯罪情報などを送付いたします。

また、隊員の皆様からも、より効果的な活動方法にするため、お気づきの点や活動にあたっての御提案、パトロール活動中に不審者等を目撃し警察へ通報した事例などがあれば、随時、FAXまたはメール、お電話にて御連絡ください。



秦野市防犯協会

(秦野市役所地域安全課内)

TEL : 82-9625 (直通)

FAX : 82-6793

E-mail : tiikian@city.hadano.kanagawa.jp